

愛知学院大学歯学部・歯学研究科ハラスメント対策委員会規程

(平成20年12月10日制定)

(設置)

第1条 愛知学院大学歯学部及び歯学研究科(以下「本学部等」という。)に、愛知学院大学歯学部・歯学研究科ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン第6の第4号に基づき、愛知学院大学歯学部・歯学研究科ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 本学部等において就業する者をいう。
- 二 学生等 学部学生、大学院学生、専攻生、研究生等本学部等において修学する者をいう。
- 三 大学関係者 職員及び学生等以外の者で職員と就業上又は学生等と修学上の関係を有する者をいう。
- 四 キャンパス環境 教育、研究、就労及び修学のための場をいう。これには、大学構成員相互又は大学構成員とその他の大学関係者との間において、学内外を問わず、教育、研究、就労及び修学の関係が引き続いてある場にも適用される。
- 五 セクシュアル・ハラスメント キャンパス環境において、職員又は学生等が他の職員、学生等を不快にさせる性的な言動をいう。
- 六 本学部等内ハラスメント 本学部等内の権力関係を利用して、就労上及び修学上における機会、条件、評価等で差別を行うこと等の人権侵害をいう。
- 七 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の就労上又は学生等の就学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上の不利益又は就学上の不利益を受けることをいう。

(審議事項)

第3条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を学長に報告する。

- 一 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する重要事項
- 二 本学部等内ハラスメントの防止等に関する重要事項
- 三 人権問題の啓発に関する重要事項
- 四 ハラスメントに起因する問題の解決

(組織)

第4条 対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 歯学部長
- 二 歯学研究科長
- 三 歯学部教務主任

- 四 歯学研究科主任
- 五 大学学生委員
- 六 歯学部長が指名した者 1名
- 七 その他委員会が必要と認めた者

2 前項1号から5号以外の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 対策委員会に委員長を置き、歯学部長をもって充てる。

2 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 対策委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 対策委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 対策委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(歯学部長及び歯学研究科長の責務)

第8条 歯学部長及び歯学研究科長は、本学部等におけるハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、対策委員会と連携するとともに、対策委員会の報告を尊重し、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(庶務)

第9条 対策委員会の事務は、歯学部事務室において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、対策委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、歯学部教授会及び大学院歯学研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年12月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年9月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。